

地域猫活動支援事業補助金申請の流れ

- 1 地域で話し合いを行い、地域猫活動を行うことについて地域住民の理解を得る。(地域猫活動団体において実施すること。)

「地域猫活動グループ登録申請書」において、地域の住民等の合意として、地域内の自治会長の署名又は記名押印が必要となります。

- 2 市へグループ登録申請をする。(団体→市)

地域の合意が得られ、活動グループとして登録を受けようとする場合は、原則、地域猫活動を実施する前年度の1月末までに、地域猫活動グループ登録申請書(第1号様式)に、提出書類を添えて市保健課に提出してください。(登録申請書の提出期限を経過した場合は、市保健課にご相談ください。)

なお、登録期間は、登録の日から起算して2年が経過した日の属する年度の末日までです。

(地域猫活動グループを解散したとき又は登録事項に変更があるときは、地域猫活動グループ登録事項変更届(第7号様式)を市に提出してください。)

(登録要件)※①～④の全ての要件を満たす必要があります。

- ① 地域猫活動グループの構成員が、主に地域猫活動を行う地域住民で構成されていること
- ② 地域猫活動グループの構成員として、世帯の異なる地域住民の成人を3人以上含むこと
- ③ 地域猫活動グループの地域猫活動の内容が明確であって、地域住民の理解を十分に得ており、かつ、当該地域猫活動について、継続的に周知活動を行っていること
- ④ 地域猫活動グループの活動が、香川県の作成した「地域猫活動の手引き」に沿って、適正に実施されていること

(提出書類)

- ・地域猫活動グループの構成員名簿(第2号様式)
- ・活動地域図(トイレ及び餌やりの場所を図示すること。)
- ・地域猫管理表(第3号様式)
- ・状況報告書(第4号様式)
- ・誓約書(第5号様式)
- ・地域猫活動グループの規約

- 3 市から地域猫活動グループ登録可否決定通知書を送付する。(市→団体)

登録の可否について、地域猫活動グループ登録可否決定通知書を登録申請団体に送付します。

登録決定がされた場合は、地域猫活動グループの登録の日以後に支出した活動経費が補助対象となります。

(補助対象経費及び補助限度額)

- ① 不妊・去勢手術に要する費用
1年度あたり1地域猫活動グループに対して15万円(上限)
- ② 活動消耗品の購入に要する費用
1年度あたり1地域猫活動グループに対して5万円(上限)
- ③ マイクロチップの装着に要する費用
1年度あたり一地域猫活動グループに対して5万円(上限)

4 補助金交付申請書を市に提出する。(団体→市)

地域猫活動支援事業補助金交付申請書(第9号様式)に、提出書類を添えて市保健課に提出してください。

(提出書類)

- ・事業計画書(第10号様式)
- ・収支予算書(第11号様式)
- ・その他市長が必要と認めるもの

5 市から補助金交付(不交付)決定書を送付する。(市→団体)

補助金の交付は、予算の範囲内で行うものであることから、予算が不足した場合は、不交付または減額する場合があります。

(活動終了後)

6 実施年度末(3月末)までに、実績報告書を市に提出する。(団体→市)

地域猫活動支援事業実績報告書(第13号様式)に、提出書類を添えて市保健課に提出してください。

(提出書類)

- ・不妊・去勢手術に要した費用に係る領収書(原本)
- ・不妊・去勢手術を実施したことを証明する写真
- ・マイクロチップ装着に要した費用に係る領収書(原本)
- ・指定登録機関が発行する登録証明書の写し(マイクロチップ装着を実施したときは提出すること。)
- ・不妊・去勢手術及びマイクロチップ装着を実施した地域猫一覧表(第14号様式)
- ・活動消耗品の購入に要した費用に係る領収書(原本)
- ・活動記録
- ・活動内容がわかる写真
- ・収支決算書(第15号様式)

- 7 市から地域猫活動支援事業補助金額確定通知書を送付する。(市→団体)

- 8 補助金の請求書を市に提出する。(団体→市)
地域猫活動支援事業補助金請求書(第17号様式)を市に提出してください。
また、振込先口座の指定をいただくため、債権者登録書の提出をいただきます。(初回のみ)

- 9 補助金の支払いをする。(市→団体)
実施年度の翌年度4月中にお支払いします。
※ 実績報告書や請求書の提出時期により、お支払いは前後します。